

金融庁：「四半期レビュー基準の期中レビュー基準への改訂に係る意見書」及び「監査に関する品質管理基準の改訂に係る意見書」の公表について

『会計情報』編集部

企業会計審議会は、「四半期レビュー基準の期中レビュー基準への改訂に係る意見書」¹及び「監査に関する品質管理基準の改訂に係る意見書」²について、2023年12月21日から2024年1月24日にかけて意見募集を行い、2024年3月27日にその結果を公表した。

施行日等は、以下のとおりとされている。

- 1 期中レビュー基準及び改訂品質管理基準は、2024年4月1日以後開始する期中財務諸表に係る会計期間の期中財務諸表に対する期中レビューから適用する。
- 2 1の規定にかかわらず、2023年11月に成立した金融商品取引法等の一部を改正する法律附則第3条第2項に規定する、改正後の金融商品取引法第24条の5第1項の表の第1号の中欄に掲げる事項を記載した半期報告書に含まれる中間財務諸表の期中レビューについては、

期中レビュー基準及び改訂品質管理基準を適用する。

- 3 改正後の金融商品取引法第24条の5第1項の表の第2号の中欄に掲げる事項を記載した半期報告書又は同表の第3号の中欄に掲げる事項を記載した半期報告書に含まれる中間財務諸表については、引き続き、中間監査基準に準拠した対応を行う必要がある。

詳細については、以下のウェブページを参照いただきたい。

「四半期レビュー基準の期中レビュー基準への改訂に係る意見書」及び「監査に関する品質管理基準の改訂に係る意見書」の公表について：金融庁 (fsa.go.jp)

以上

1 <https://www.fsa.go.jp/news/r5/sonota/20240327-2/01.pdf>

2 <https://www.fsa.go.jp/news/r5/sonota/20240327-2/02.pdf>